

令和8年度以降の総括評価・継続審査にあたっての 地域活性化計画等の改善について

令 和 8 年 2 月
日本遺産審査・評価委員会

1. 背景

- 日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーである。日本の各地域に積み重ねられた多様かつ特徴的である歴史的・文化的な蓄積をストーリーとして具現化し活用することで、地域内外の人々に伝えることができるようになる。これにより、各地域ならではの歴史的・文化的な蓄積を基盤としたシビックプライドの醸成や産業振興に貢献し、地域活性化を実現するとともに、その収益が文化・伝統の保存・継承に還元されることを目的としている。
- 歴史的・文化的な蓄積は、個々の文化資源はもとより、その総体としての景観・風景からも構成される。日本遺産のストーリーは、これらを面として分野横断的・総合的に捉えるものであり、個々の文化資源の解説に留まらず、地域の歴史・文化をより深く魅力的に伝える手段となる。これにより、日本各地の多様かつ特徴的である歴史的・文化的な蓄積を表出させ、これに携わる文化関係者・観光関係者等の連携や人材育成と相まって、文化の保存・継承・発展につなげ、美しい国土の形成に資するものである。
- このような日本遺産については、令和8年1月時点において104件が認定されているところ、あわせて2021年度（令和3年度）からは、既認定の日本遺産全体の質の底上げや質の向上を図るために、総括評価・継続審査を実施している。これにより、各日本遺産においては、これまでの取組を総括的に振り返るとともに、現状や課題を踏まえた次期地域活性化計画を作成し、日本遺産の更なる活用に取り組む新たな段階を迎えることとなっている。
- 他方で、日本遺産事業全体としても、これまでの10年間の取組を土台として、各日本遺産の一層の発展に向け、その在り方について改善を図っていく必要がある。このため、令和7年度までの総括評価・継続審査を踏まえ、日本遺産審査・評価委員会において審議を行い、特に、地域活性化計画及び地域活性化準備計画（以下「地域活性化計画等」という。）に関し改善すべき事項について次のとおりとりまとめた。

2. 令和7年度までの総括評価・継続審査を通じて把握された課題

- 日本遺産は、前述の趣旨のとおり、各地域ならではの歴史的・文化的な蓄積を具現化したストーリーを中心に据えた文化観光¹を実現するものであるが、認定地域の中には、
 - ・構成文化財における受入環境整備（ストーリーに関する解説の整備・多言語化等）が十分に行われていない
 - ・収益を上げることを目的とした観光事業（そのための体制構築も含む）が十分に行われていない等、文化観光を実現する上で実施すべき取組が行われていない場合があることも指摘されたところである。
- 日本遺産という制度が創設されてからの10年の取組を振り返りつつ、今後、各認定地域は、総括評価・継続審査を契機として、文化観光の実現に必要な事業により一層重点的に取り組んでいくことが重要である。

3. 地域活性化計画等に関し改善すべき事項

（1）地域活性化計画において取り組むべき事業について

- 各地域においては、文化資源の総合的な保存・活用の取組が進んでいるところ、その中で、前述のような日本遺産の趣旨を踏まえ、日本遺産に関する事業を位置づけていくことが重要である。
- 具体的には、地域活性化計画の中核として取り組むべき事業は、地域内外の人々がストーリーを体験できるようにする事業である²。その際、日本遺産を活用するという手段自体が目的化することのないよう、ストーリーを体験する人の目線に立ち、どのようにストーリーを体験できるのか、その体験を通じてどのような価値を得ることができるのか、どのような体験のニーズがあるのか、といった仮説を事前に用意し、検証と改善を繰り返しながら事業に取り組むことが重要である³。
- このようなストーリーを体験するための事業に取り組むとともに、日本遺産地域内の周遊を促すため、以下のような取組も検討されるべきである。

¹ 文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律第2条）。

² ストーリーを体験する方法としては、解説板、ガイド、ものづくり体験、鑑賞、食事など五感に訴える様々なものが考えられる。重要なのは、これらの体験において、個々の文化資源の解説等に留まらず、ストーリーがどのような付加価値を提供し、体験の魅力を高めるか、という点である。

³ シリアル型の場合はストーリーが複数の地域にまたがるため、ストーリーを体験する仕組みについて、地域間で認識を共有しつつ一体的に取り組む必要がある。

- ・ストーリーを体現するような商品開発（ツアーコースを含む。）や産業の創造
 - ・個々の構成文化財を活用した事業の実施
 - ・宿泊施設、休憩所（レストランやカフェを含む。）、交通アクセス等の環境整備
 - ・文化財保存活用地域計画、文化観光推進法に基づく認定計画等における日本遺産事業の意義・役割の明確化 等
- なお、地域活性化計画に各事業を記載する際には、個別の取組を羅列するのではなく、別添資料に例示されるように、アウトプットを明確にした事業単位で記載することが望ましい⁴。その際、収益事業については、観光関係者（観光地域づくり法人（DMO）等）や民間事業者（商工業、農林水産業等も含む）と連携し、収益により継続可能な事業設計を行うことが重要である。
- （2）地域活性化計画において設定すべき目標・指標について**
- 日本遺産事業は、地域活性化を目的としているが、より具体的な目標として示せば、以下のとおりである。
- ①地域住民や国内外からの来訪者が日本遺産のストーリーに触れ、その魅力の体験を通じて、当該地域の文化・伝統を理解し、来訪者の満足度を高めること
 - ②地域において日本遺産のストーリーが誇りに思われること
 - ③日本遺産を活用した事業により、経済効果が生じること
 - ④日本遺産のストーリー・構成文化財の持続的な保存・活用が行われること
 - ⑤地域への経済効果も含め広く波及効果を生じること
- 地域活性化計画においても、これらの目標に対応した指標を設定すべきであり、別添資料のような具体例が考えられる。これらの例を参考としつつ、各日本遺産の実情に応じてそれぞれ適切な目標・指標を設定すべきである。

（3）日本遺産の取組の自立・自走の考え方について

- まず短期的に目指すべき自立・自走は、地域内外の人々がストーリーを体験できる事業を事業実施主体が継続的に実施する仕組みを構築することである。その際、①当該事業の収益で継続する場合、②地域経済や住民生活への貢献を可視化することで自治体や事業者から支援を得て継続する場合、等の方法が

⁴ 例えば、「来訪者が日本遺産のストーリーを深く知るためにガイドツアーを提供する」ことをアウトプットとする場合、「ガイド人材の育成」だけではなく、「ガイドコンテンツの造成」、「ガイド運営組織の運営」、「OTA等での販売・プロモーション」等に一体的に取り組む必要がある。

考えられるが、どのような方法により継続するのか明確にすべきである。

- その上で、中長期的に目指す自立・自走は、地域内外の人々がストーリーを体験できる事業を、民間事業者が主体となって継続的に生み出す仕組みを構築することである。このため、協議会等には、文化関係者だけでなく、観光関係者（観光地域づくり法人（DMO）等）や民間事業者が中心的な役割の担い手として参画し、官民が連携した体制を構築すべきである⁵。また、協議会の継続的な活動のための財源等の確保の仕組みを構築することも重要である。

（4）地域活性化準備計画について

- 候補地域は、地域活性化準備計画に基づき、3年間の土台整備を行った上で、日本遺産の認定申請を行うこととなる。このため、地域活性化準備計画においては、3年後に（1）～（3）を踏まえた地域活性化計画を作成し実行できるよう準備することが必要である。

4. 地域活性化計画等の効果的な実行のための人材育成

- 各日本遺産において、地域活性化計画等を効果的に実行していくためには、担い手となる人材の育成・確保が不可欠である。そのためには、今後の戦略立案をはじめ、当該日本遺産地域の取組を中核となって推進する人材（「地域コーディネーター⁶⁷」という。）が重要である。また、外部の専門家によるコーチングや大学との連携による知見・ノウハウの提供、中長期的な人材育成の観点からの学校教育との連携等を充実させることが重要である。
- なお、各地域において、文化資源の活用に取り組む事業者・人材が既に存在している場合も多くみられる。これらの事業者・人材の取組において、日本遺産を取り入れることで付加価値を提供できるよう連携することが重要である。

5. 令和8年度以降の総括評価・継続審査の進め方について

- 地域活性化計画策定、現地調査を含む総括評価・継続審査の仕組みは、地域

⁵ 日本遺産を推進する体制としては、中長期的に自立・自走を目指す観点から行政ではなく民間が主導する体制が望ましいものの、その途中段階として、行政が主導する体制であっても差し支えない。

⁶ 例えば、地域型の日本遺産の場合、「各日本遺産において、域内の状況を理解・把握し、今後の戦略立案をはじめ、当該日本遺産地域の取組を中核となって推進する役割」、シリアル型の日本遺産の場合、「全体戦略設計や、各地域間の調整・合意形成の推進等、全体方針の策定及び地域間ネットワークの構築を推進する役割」を担う人材を指す。

⁷ 「地域コーディネーター」は、かつて文化庁が事業として派遣していた専門的なアドバイスを行う外部の「プロデューサー」とは異なり、自ら中核となって取組を推進する者として、各日本遺産地域が地域内外の人材の中から選定するものをいう。

の取組に対するフィードバックが主眼であり、このプロセスを通じて各地域の取組の改善、ひいては日本遺産全体の質の底上げにつなげていくことに意義があるものである。

- こうした性質を踏まえ、今後の総括評価・継続審査をより一層充実したものとするため、年間の審査件数を20件程度とするとともに、日本遺産審査・評価委員会委員が現地を調査し、協議会と意見交換を行うことを原則とすることとする。
- これまで、認定後6年目（1周目）及び9年目（2周目）に総括評価・継続審査を実施してきたが、上記に伴い、認定後6年目（1周目）の審査を優先的に実施し、1周目の審査終了後に2周目の審査を実施することとする。

審査が当初の予定期より後ろ倒しになる認定地域については、審査年度までの間、既存の地域活性化計画に基づき取組を進めていただくことを原則とする。

<今後の審査予定>

令和8年度	令和2年度認定地域	（1周目：21件）
令和9年度	平成29年度認定地域	（2周目：17件）
令和10年度	平成30年度認定地域	（2周目：13件）
令和11年度	令和元年度認定地域	（2周目：16件）
令和12年度	令和2年度認定地域	（2周目：21件）
	令和6年度認定地域	（1周目：1件）
令和13年度	平成27年度認定地域	（3周目：17件）
令和14年度	平成28年度認定地域	（3周目：19件）

※候補地域に関する審査件数は外数。

<審査実施時期>

認定年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
H27					一年延期	③	
H28						一年延期	③
H29	一年延期	②					
H30		一年延期	②				
R 1			一年延期	②			
R 2	①			一年延期	②		
R 6					①		
審査件数	21	17	13	16	22	17	19

※①は1回目の審査、②は2回目の審査、③は3回目の審査

1. 地域活性化計画等に記載する事業例

以下は、地域活性化計画等における事業の記載方法について概要として例示したものである。各日本遺産においては、各地域の実情を踏まえ、例示された事業にとらわれず実施する事業を検討し、事業内容等についても具体的に記載することが望ましい。

1 組織整備			
計画の円滑な実施のため、関係者間の調整や取組の実行を担う体制の整備・強化を行う。また、組織の自立・自走に向けた財源・体制の明確化を行う。			
事業例	事業趣旨例	事業内容例	指標例
事業の全体統括を行う組織の整備	計画の円滑な実施のため、関係者間の調整を行う組織の整備	①文化関係者だけでなく観光関係者（観光地域づくり法人（DMO）等）や民間事業者も参加した組織体制（産官学金民）の構築 ②各関係者の役割の明確化、自立・自走した組織とするための財源・体制の明確化	・組織体制への行政組織以外の参画者数
計画に基づく事業の企画・実施を行う組織の整備	計画に基づく事業を中心となって企画・実施する役割を担う組織の整備	①中核となる組織又は個人の決定 ②事業の企画・実施を行うために必要な権限や財源の明確化	・中核となる組織又は個人が企画・実施した事業の数
2 戦略立案			
計画の実施状況を把握し改善するため、協議会等における情報共有や協議を定期的に行う。また、将来像の実現に向けた短期的・中長期的な戦略の立案を行うため、ターゲットの設定、他の行政計画への位置づけ等を行う。			
事業例	事業趣旨例	事業内容例	指標例
他の行政計画への位置付け	地域における文化資源の総合的な保存・活用の中で、日本遺産の位置付けや他	①文化資源の保存・活用に関する全体像を把握するための関係者間の協議 ②日本遺産の趣旨を踏まえ、各種の行政計画と日本遺産の関係性を整理	・日本遺産との関係性を明確化した行政計画の数

	の施策との関係性を明確化		
PDCA サイクルをまわす仕組みの整備	目標値の計測や共有を行い、事業の効果を把握し改善	①各事業の目標値、計画の目標値について、毎月協議会で共有 ②課題の特定や必要な対応について協議	・協議会の開催頻度
3 人材育成			
日本遺産を活用する人材の育成・確保のため、総合的な企画・立案を行う地域コーディネーターや事業実施を担う地域プレイヤーの組織化、既に地域で活躍している人材・事業者との連携等を行う。			
事業例	事業趣旨例	事業内容例	指標例
日本遺産を活用する人材・事業者の育成・確保	日本遺産を活用した事業等に主体的に取り組む人材・事業者を育成	①日本遺産を活用した事業のための研修・ワークショップの実施 ②日本遺産を活用した新規事業・起業への支援 ③日本遺産をその歴史や背景等も含めて説明できるガイド養成のための講座の開催	・日本遺産を活用する人材（ガイドを含む）・事業者の数
4 整備			
地域内外の人々に日本遺産のストーリーを体験してもらう事業を行うために必要となる基盤を整備するため、来訪者の動線に合わせて、文化資源や景観・風景の整備、日本遺産ガイダンス施設 ⁸ 等の拠点や構成文化財等における解説の整備、サブストーリーの抽出等を行う。			
事業例	事業趣旨例	事業内容例	指標例
日本遺産に関する文化資源や景観・風景の周遊を促す	日本遺産のストーリーに関連する地域空間において、文化資源や景観・風景等を整備	①来訪者の動線（モデルツアーや等）の設定 ②文化資源や景観・風景の整備 ③地域の建築遺産等を活用した宿泊施設、休憩所（レストランやカフェ）等の面的な整備 ④交通アクセスの整備	・景観・風景への来訪体験のNPS：○%

⁸ 日本遺産ガイダンス施設として、各日本遺産に少なくとも1か所以上、センター機能（当該日本遺産に関するストーリーや構成文化財、そこへのアクセス等の総合的な情報提供）を有する拠点の設営を求める。地域を訪れた観光客が、ストーリーを理解し、構成文化財に足を運べるよう、日本遺産ガイダンス施設において必要な解説や案内を提供することが重要。（拠点として一定の広さや日本遺産専用の施設であることまで求めるものではない。）

面的な整備			
ストーリーに関する施設設備の整備	ストーリーの体験に必要となる解説等の充実のための施設設備を整備	①ストーリーの全体像を伝える日本遺産ガイダンス施設等の拠点の整備 ②構成文化財等における解説の整備 ③ネイティブの専門家による解説内容の多言語化	・解説内容等のNPS：○% ○%
サブストーリーの抽出	体験に直結するストーリーの一部について、サブストーリーとして更に深く魅力を整理	①体験の需要や方法を想定しつつ、サブストーリーとする対象を決定 ②大学、博物館等と連携した歴史的・文化的な情報の収集・整理 ③地域内外の人に魅力が伝わるようなサブストーリーの作成	・サブストーリーを活用した事業数
5 観光事業化			
地域内外の人々に日本遺産のストーリーを体験してもらう事業により経済効果を生み出すため、ガイドツアー、体験コンテンツ、ストーリー関連商品の販売等を行う。			
事業例	事業趣旨例	事業内容例	指標例
ガイドツアーの販売	日本遺産のストーリーを主とするガイドツアーの販売	①ガイドコンテンツ企画 日本遺産のストーリーをどのように巡り解説するか検討しマニュアルを作成 ②ガイド人材の育成・研修 ③ガイドツアーの運営 ○○(旅行会社、観光協会等)が販売主体として運営 ④OTAへの掲載・プロモーション	・購入者のNPS等：○% ・売上：○百万円／年
体験コンテンツの販売	日本遺産のストーリーの○○の体験コンテンツの販売	①コンテンツ企画 ②市場投入前のモニター調査 ③コンテンツの運営 ④OTAへの掲載・プロモーション	・購入者のNPS等：○% ・売上：○百万円／年

ストーリー関連商品の販売	日本遺産のストーリーの〇〇を商品として販売	①商品企画 ②商品販売 ③EC サイト掲載・プロモーション	・購入者の NPS 等： 〇% ・売上：〇 百万円／年
--------------	-----------------------	-------------------------------------	-----------------------------------

6 普及啓発

地域内において日本遺産の認知・関心を高め、誇りに思えるようにするために、学校教育と連携した普及啓発、地域住民への普及啓発等を行う。

事業例	事業趣旨例	事業内容例	指標例
学校教育との連携	地域の児童生徒が日本遺産のストーリーを理解し誇りに思えるよう学校教育と連携し日本遺産に触れる機会を提供	①出前授業や子どもガイド等の企画 ②出前授業や子どもガイド等の実施・運営者の育成・研修 ③出前授業や子どもガイド等の運営	・参加者数 ・参加者の日本遺産ストーリーの理解度、誇りに思う割合
地域住民への普及啓発	地域住民が日本遺産のストーリーを理解し誇りに思えるよう継続的な普及啓発の実施	①シンポジウムやワークショップの開催 ②国内外からの来訪者と地域住民が交流するイベントの開催	・参加者数 ・参加者の日本遺産ストーリーの理解度、誇りに思う割合

7 情報編集・発信

日本遺産のストーリーに関する情報とともに、地域内外の人々が来訪する際に必要となる基本的な情報について HP 等において情報発信を行う。

事業例	事業趣旨例	事業内容例	指標例
HP 等における情報発信	ストーリーに関する情報とともに、来訪者が必要とする情報を取得できるよう HP 等を整備	①HP 等の整備を継続的に担う個人・組織の決定 ②ストーリーに関する情報、構成文化財や体験コンテンツ等の営業時間・料金・アクセス等の情報を HP において情報発信	・必要な情報を整備した HP 等の数

		③既存の地図アプリや交通情報ア プリ等における情報発信	
--	--	--------------------------------	--

※観光地域づくり法人（DMO）：観光地域づくりの舵取り役を担う法人。

※NPS（ネットプロモータースコア）：知人にお薦めする可能性を質問し、数値化したもの。趣旨は、来訪者の満足度の測定であり、NPSに限定するものではない。

※サブストーリー：日本遺産のストーリーの一部について、より深く魅力を伝えるために派生させ詳細化したもの。

※OTA（オンライン・トラベル・エージェント）：インターネット上だけで取引を行う旅行会社。

2. 地域活性化計画等において設定すべき目標・指標について

以下は、地域活性化計画等において目標毎に設定すべき指標を例示したものである。各地域の実情を踏まえ、それぞれの地域活性化計画等の評価に適した指標を設定することが望ましい。

目標	設定すべき指標例
①地域住民や国内外からの来訪者が日本遺産のストーリーに触れ、その魅力の体験を通じて、当該地域の文化・伝統を理解し、満足度を高めること	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産のストーリーの体験者数 ・上記体験者の満足度 <p>※地域全体の来訪者数だけではなく、日本遺産のストーリーと関連付けて設定 例) モデルルート来訪者、コンテンツ体験者、日本遺産ガイダンス施設来訪者の総数（各構成文化財等の単体の説明ではなく、これらを通じて日本遺産のストーリーの解説・紹介に触れる（解説文、ガイド等）も含む。）</p>
②地域において日本遺産のストーリーが誇りに思われるること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が日本遺産のストーリーを理解している割合 ・上記住民が日本遺産を誇りに思う割合 <p>※地域の文化全体ではなく、日本遺産のストーリーと関連付けて設定</p>
③日本遺産を活用した事業により、経済効果が生じること	<ul style="list-style-type: none"> ・3年後に、年間の売上〇百万円以上の事業を〇個以上、継続実施 ※ガイドツアー、体験コンテンツ、商品の売上のみではなく、入場料収入の増加等も設定可能
④日本遺産のストーリー・構成文化財の持続的な保存・活用が行われること	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産の構成文化財が棄損滅失していない（活用可能な状態にある）割合 ・日本遺産を保存・活用する活動への参加者・団体数 ・日本遺産の保存・活用を目的とした寄付金等の額 ・日本遺産を活用した事業収益のうち文化資源の保存活用に再投資する金額 ※文化資源の補修や調査研究のための基金・積立金や協賛金等
⑤地域への経済効果も含め広く波及効果が生じること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の観光入込客数 ・地域の外国人観光客数 ・地域の宿泊者数

※なお、目標に対応した指標の設定を行うため、適切なサンプルサイズを設定した抽出調査による推計等を活用して指標測定の負担を減らすことも重要である。